

## 経過措置のうち税率の適用に関するもの

条項	内 容	概 要
附則5条1項	旅客運賃等	旅客運賃、映画、観劇等の入場料金等に付き施行日前に領収している場合は <b>旧税率を適用</b>
附則5条2項	電気、ガス、水道料金	旅行日前から継続して提供されるもので施行日の月末までの間の料金は <b>旧税率を適用</b>
附則5条3項	請負に係る契約	指定日の前日までに締結された請負契約に係るものについては <b>旧税率を適用</b>
附則5条4項	資産の貸付けに係る契約	指定日の前日までに締結された資産の貸付契約については <b>旧税率を適用</b> 。ただし指定日以後の対価の額を変更した場合は、変更後は <b>新税率を適用</b>
附則5条5項	役務提供の予約に係る契約	指定日の前日までに締結された役務提供契約で役務提供時期をあらかじめ定めることが出来ず、役務提供に先立って対価の一部等が支払われる契約で対価の額の変更が出来ないものについては <b>旧税率を適用</b>
附則6条1項	延払基準適用の長期割賦販売等	施行日前に行った長期割賦販売等で延払基準の適用を受けるものについては施行日以後の賦払金に係る部分についても <b>旧税率を適用</b>
附則7条1項	工事進行基準適用の長期大規模工事請負契約、工事請負契約等	指定日から施行日の前日までに締結した長期大規模工事請負契約又は工事請負契約につき、工事進行基準の適用を受ける場合は、工事着手日から施行日の前日までの期間に対応する部分については <b>旧税率を適用</b>
附則9条	仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例	施行日前の国内において行った課税仕入れにつき、施工日以後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、仕入税額控除は <b>旧税率により計算する</b>
附則10条1項	納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整	納税義務の免除を受けないこととなった事業者が、施工日前に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産等を施工日以後有している場合の消費税額の調整は <b>旧税率による</b>